

平成 14 年 2 月 8 日  
総基料第 27 号

西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 浅田 和男 殿

総務省 総合通信基盤局長  
鍋 倉 真

### DSLサービス開始までの標準的な工事期間の遵守について

標記について、ビー・ビー・テクノロジー株式会社から電気通信事業法第96条の2に基づき、貴社あて「DSL（デジタル加入者線）の普及促進及びMDF（主配線盤）等における接続について」（平成12年7月31日郵電技第3011号）において示したDSLサービス開始までの標準的な工事期間である7営業日以内を遵守していないため、貴社に対し、業務改善命令を要請すること等を内容とする意見申出がなされた。

これにつき調査した結果、ビー・ビー・テクノロジー株式会社から11月中になされた回線開通申込みのうち、標準的な工事期間以内に工事が完了されていない場合が77%見受けられた。その後、改善の傾向はみられ、また、遅延の要因として、工事希望日が特定の局舎・特定の日に集中していること、同社の一部の開通工事申込みに不備があることも挙げられるが、貴社においても標準的な工事期間である7営業日を遵守できるよう、下記のとおりの取組を行い、その内容について、1か月以内に報告されたい。

また、貴社の代理店で申し込んだ場合には、他のDSL事業者よりも開通までの時間が短い旨宣伝を行っていた例が認められたことから、代理店に対してこのような行為を行わないよう周知徹底し、その内容についても、併せて報告されたい。

#### 記

- 1 貴社内及び工事施工業者との間の連絡をより効率的に行うことにより、工事日調整の期間を短縮すること
- 2 他のDSL事業者から回線開通申込みを受け付けるシステムと社内の業務支援システムを接続することにより工事完了報告までの期間を短縮すること
- 3 標準的工事期間内に工事が行われているか否かの実績及び仮に遅延が生じた場合についてはその理由について、貴社及び他のDSL事業者の別に、3か月に1度を目途に公表すること